

14 一般社団法人東北地域医療支援機構

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区小松島4丁目4-1			代表者	代表理事 高柳 元明	
電話	022-727-0329	ファックス	022-727-0081	ホームページ	http://www.tohoku-mpu.ac.jp/iryo-sien-kiko/	
設立	平成27年10月9日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 医療人材対策室	
出資等の状況	第1位	宮城県 (96.8%)	第2位	学校法人 東北医科薬科大学 (3.2%)	第3位	- (-)
		4,500,000 千円		150,000 千円		- (-) 千円
設立目的 (定款等)	東北医科薬科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成することを目的とする。				出資等 総額	4,650,000 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	修学資金制度助成事業		175,000	347,500	東北医科薬科大学に対する資金循環型の修学資金制度への原資の助成
	全体事業に占める割合		100.0%	100.0%	
事業2	セミナー開催事業		74	7	賛助会員等を対象に医療等に関するセミナーを開催
	全体事業に占める割合		0.0%	0.0%	
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費			175,074	347,507	指定管理者
全体割合			100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
震災からの復興、東北地方における医師不足等の要請を踏まえ、宮城県及び東北医科薬科大学と連携し、東北医科薬科大学における修学資金制度への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成する。	「東北地域医療支援修学資金(資金循環型・宮城県枠)」原資の適切な管理・運営や将来の医師配置先となる自治体病院等との連携等を通じて、同学医学部設置の趣旨である宮城県及び東北各県への医師定着を促進し、医師不足解消に寄与することを期待している。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
○東北医科薬科大学と連携し、修学生の修学状況の確認を行い、適正な修学資金制度への助成を実施した。 ○賛助会員セミナーにおいて、会員との連携を図るため、地域医療における今後のテーマについてアンケートを実施した。	東北医科薬科大学と連携し、修学状況の確認及び修学資金原資の適切な管理・運営を行っている点と評価できる。また、将来の医師配置先となる賛助会員向けのセミナーについては、会員のニーズを把握し、より良いセミナーの実施に努めている点が評価できる。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	○当法人の監査については、金融機関での勤務経験があり、学校法人の監査にも精通している者を監事に登用し、実施している。 ○当法人の職員は東北医科薬科大学の職員が兼務していることから、規程及びコンプライアンスに関する取組は、同大学で整備されているもので運用している。	当法人は報酬及び給与の支払いがない形態のため、人件費に係る規程の定めがない。また、法人として諸規程及びコンプライアンスに関する取組の定めはないが、事務局職員の所属する同大学の規程等で運用しており、コンプライアンス経営の充実に努めていると評価できる。	B
ロ 財務の健全性 ※1	○一般正味財産増減額は赤字となっているが、当法人の主な事業目的である修学資金制度助成事業費を除くと黒字となっている。 ○特定資産の運用により4,071千円の運用益を計上したほか、基金の運用に当たり、複数の金融機関による入札を実施し、安全かつ有利な商品を選択した。	当期経常増減額が△340,782千円となっているが、主事業である修学助成金を除くと6,718千円となるため、健全な経営状況であると認められる。また、特定資産の運用については、公平かつ有利な資産運用を実施するなど、適正な運営に努めていると評価できる。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	○宮城県以外の東北5県に対し、基金の拠出及び自治体病院等の賛助会員への入会を働きかける。 ○東北医科薬科大学と連携し、助成金原資が毀損しないよう、適切な資金管理を行う。 ○業務の適性を確保するための体制整備を引き続き行っていく。	東北5県の自治体及び自治体病院等に賛助会員への入会を働きかけることにより、当該法人の安定した運営への寄与を期待する。また、適切な業務遂行に資するための体制整備に努めていることが評価できる。 引き続き、当該法人の設立目的及び県の出資目的に合う運営となるよう必要な助言を行う。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	1,525,688	2,904,264	4,138,482	1,234,218
	流動資産	688	730	1,525	795
	固定資産	1,525,000	2,903,534	4,136,957	1,233,423
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	688	0	0	0
	流動負債	688	0	0	0
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	1,525,000	2,904,264	4,138,482	1,234,218
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	0	△ 170,736	△ 511,518	△ 340,782	
基金	1,525,000	3,075,000	4,650,000	1,575,000	
正味財産増減計算書	経常収益	0	5,443	7,240	1,797
	うち事業収益	0	2,640	2,640	0
	経常費用	0	176,179	348,022	171,843
	うち管理費	0	1,021	515	△ 506
	評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 170,736	△ 340,782	△ 170,046
	当期経常増減額	0	△ 170,736	△ 340,782	△ 170,046
	経常外収益	688	0	0	0
	経常外費用	688	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	0	△ 170,736	△ 340,782	△ 170,046
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
	当期基金増減額	1,525,000	1,550,000	1,575,000	25,000
当期正味財産増減額	1,525,000	1,379,264	1,234,218	△ 145,046	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	120	120	0
	補助金等合計	0	120	120	0
	総収入 ※3	688	5,443	7,240	1,797
	総収入に対する補助金等割合	0.0%	2.2%	1.7%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	100.0%	-	-	-
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	0.0%	-3136.8%	-4706.9%	-1570.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.0%	18.8%	7.1%	-11.6%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	平均年齢	-
職員	常勤職員 (※4)	7	7	7	平均年収 (千円)	-
	プロパー職員	7	7	7		
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)	
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	48.3
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	-
上記以外の職員(※5)	0	0	0			

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

本団体の常勤職員は、東北医科薬科大学の職員が兼務している。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。